

須々万中央地区浄化センター窒素・りん自動測定機保守点検業務仕様書

1. 目的

本業務は、須々万中央地区浄化センターの窒素・りん自動測定機の保守点検を目的とするものである。

2. 一般事項

本仕様書は、須々万中央地区浄化センター窒素・りん自動測定機保守点検業務を円滑に実施するために業務内容を定めるものであり、本業務は、本仕様書に基づき行うものである。

1) 履行場所

須々万中央地区浄化センター（周南市大字須々万本郷地内）

2) 点検機器及び項目等

- (1) 機器名：TPNA-500（株堀場アドバンステクノ製（設置から1年目）
- (2) 定期点検（半年・1年） 2回

点検交換部品

ダイヤフラム（PN-1XX）	1個
ミストキャッチャクミ	1個
カップリング	1個
ファメドチューブ	1個
パッキン類1年交換対象	1式
Oリング（AS568-326）	1個
メッシュフィルタ	1個
Oリング（PN-1XXOF）	1個
UVランプ（4W）窒素分解器用	2個
コーンエース	2個
ハイカンセット	1個
ELGAカートリッジ（TPNA-500）	2個

3) 年間保守業務

機器異常の連絡を受けた場合、速やかに応急措置等の対応を行い、発注者にその復旧処置内容及び状況を報告すること。

4) 点検作業の時期

契約後、年間業務予定表を提出のこと。

点検作業の実施日時については、担当職員と協議のうえ決定する。

3. 報告書の提出

- 1) 点検ごとに簡易的な保守点検結果報告書を提出すること。
保守点検結果報告書を業務完了後、速やかに提出すること。

4. 安全管理等

受注者は、関係法令を遵守し、安全衛生管理に努め、適正な保護具を確実に着用して業務を履行しなければならない。また、業務上の作業全般について、事故防止のため作業に従事する者に対し常に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。機械器具その他の設備は、常時点検して安全を図ること。

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

5. 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

6. 支払方法

業務完了後、1回払いとする。

7. 留意事項

- 1) 業務実施箇所以外の施設への立入りは禁止する。
- 2) 保守点検時に周辺が汚れた場合は、清掃を行うこと。
- 3) 保守点検日は事前に担当職員に連絡すること。
- 4) 当該施設の器具、電気、水道等は原則として利用してはならない。
- 5) 保守点検作業等に支障がある場合は、速やかに担当職員に連絡し、指示に従うこと。
- 6) 時期・時間帯等により、保守点検作業が出来ない場合もあるので、実施時期については、市と協議のうえ行うものとする。
- 7) 本業務の実施により知り得た内容については、第三者に漏らしてはならない。
- 8) 保守点検結果等については信頼性に欠けると判断される場合は、受注者の責任において再点検を行う等の必要な措置を講じること。
- 9) 業務中に、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において原状復旧しなければならない。

以 上